

## 明代の広東における珠池と珠池盗

岸, 和行  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24583>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 14, pp.88-115, 1985-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 明代の広東における珠池と珠池盗

岸 和 行

### はじめに

珠池とは、広東省の雷州府・廉州府などの珠を産する海域を指す。陸上のいけではなく、島嶼に囲まれた大海の一部分である。雷州や廉州では古くから採珠が行われてきた。採珠に従事した民としては、蛋民が一般によく知られている。蛋民の採珠について記した最も古い文献は、J・ニーダム<sup>1)</sup>によると、千百十五年ごろの蔡條の『鐵圍山叢談』である。その後の諸書でも採珠を蛋民と関連づけているものが多い。ところで、『後漢書』巻百六に記す「合浦還珠」の故事からも知られるように、王朝国家と珠池との関わりも古い。王朝国家は民の私的な採珠を禁止することが多かったが、明朝が行った珠池の封禁もこれを受け継ぐものである。

珠池に関する研究は、それほど多くはない。珠池についての概要を、「採珠地点」「採珠規模」「採珠方法」に分け、通史的に説いたものとして、張震東・楊金森編著『中国海洋漁業簡史』（海洋出版社、一九八三年）の第七章、第三節、珍珠があり、有益である。技術史的観点からのものとしては、J・ニーダム<sup>2)</sup>、E・H・シェーファー<sup>3)</sup>の研究がある。両論文は、本稿に言う「潜水法」についても、詳述している。また蛋民研究の一環として、陳序經『蛋民の研究』第五章、蛋民的職業（商務印書館、一九四六年）は、採珠及び珠池盗を「蛋民的職業」の一つとして位置づけており、参考になる。そのほか珠池関係の記事の訳註に、藪内清編『天工開物』（一九五三年）、和田清編『明史食貨志訳註』（一九五七年）がある。

本稿は明代の珠池に関わる諸問題を、時代を追って検討していく。特に重点を置いたのは、明朝国家の珠池支配とそのもとにおける蛋民の在り方についての検討、及び明朝国家の珠池封禁体制に対抗しながら活動した明末期（万暦年間）の珠池盗の動向についての検討である。

# I 明初の珠池と蛋民

『明書』卷八十二、志二十、食貨志二に、

洪武初、破元都、所獲珠寶無算、分封・婚娶・尚主皆足用、不假採取。

とある。これによると、洪武の初め、明の太祖朱元璋が元軍を破って大都北京に入城したとき、獲得した珠寶が数多く、分封・婚娶・尚主の用に足り、ために採取の必要がなかった、ということになる。しかし、嘉靖『廣東通志』卷二十五、民物志六、珠池（以下『通志』と略す）には、洪武年間の採珠の事例として、洪武七年、二十九年、三十五年（建文四年）の三例が記されている。『通志』は、まず洪武七年のものについては、「本朝洪武七年秋九月、罷廣州採珠」と記していて、その割注に、  
舊志。東莞知縣詹島、同官兵採珠于大海。自四月至八月止、得半斤。詔罷之。

とあり、東莞県知県の詹島が官兵とともに大海で四月から八月まで採珠を行ったが、半斤を得ただけで、詔に従って採珠を罷めた。東莞県には大步海の媚珠池など幾つかの珠池があり、元朝でもこの県で採珠が行われた記録がある。ついで、洪武二十九年のものについては、「洪武二十九年、詔採珠」と記しているが、注記は何もない。最後の洪武三十五年のものについては、  
洪武三十五年、差内官於廣東布政司、起取蟹戸採珠、蟹戸給與口糧。

とあり、ほぼこの年から、宦官を廣東布政司に派遣して、その指揮下に、蟹戸に口糧を給与して採珠させる体制が固まったものと見られる。

蛋民に対して洪武年間に里甲の編成が行われたことは、川勝守氏<sup>7)</sup>によって指摘されている。川勝氏が取り上げた蛋民の里甲は香山県の事例であるが、他にも例えば、康熙『東莞県志』卷三、坊都に、

明置河泊所、以領蛋戸。沿海蛋民、分爲上下十二社、編次里甲、督徵魚課。

とあり、河泊所を置き蛋戸を管轄させたこと、沿海の蛋民が上下十二社に分けられ、里甲に編成されて、魚課の徴収を受けたことを述べている。こうした場合、里甲編成の第一義的な目的が税役の科派・徴収にあったことを考えると、恐らく洪武三十五年の採珠から、蛋民に里甲を通じて採珠の役を科派していくことが行われたのではないかと思われる。

永楽帝は、内政面では、宦官を重用し、出使・専征・監軍などの要務を任せたといわれる。『明實録』天順三年二月丁卯の

条に、

司禮監太監福安奏。永樂間、差内官下西洋、并往廣東買辦・採撈珍珠。故國用充足。(下略)

とある。これは天順三年に時の司禮監太監福安が奏したものであるが、永樂年間には、宦官を西洋に派遣する(鄭和の南海遠征)とともに、広東にも行き、珍珠を買辦・採撈させたことがわかる。

『通志』の永樂年間の採珠の記事は三つあるが、最初の二つは東莞県の事例である。まず「永樂四年春三月、詔勸廣州採珠」と記している。その割注に、

舊志。永樂三年、東莞軍人王保兒告、大步海出珠蚌、可採爲國用。是年、差人才艾復同廣東左參政莊敬等官、勸之申狀。以洪武七年罷採事上聞。未報。

とあり、永樂三年に、東莞県の軍人王保兒により、大步海は珠蚌がとれるので採珠して国用に役立てるべき旨が告げられている。翌四年に、差人などが調査をして、採珠の状況報告をし、洪武七年に採珠を罷めた前例(前述)を引きあいに出して、今回もそうすべき旨を上奏したが、裁可されなかった。以降採珠が続行され、永樂十三年によく停止されたことは、『通志』のその次の「永樂三年、罷廣州採珠」(三年は十三年の誤り)という記事から判明する。その割注に、

舊志。大鵬千戸所吏目鄭參告、本所千戸徐斌竊取珠螺。巡按及二司、委官勘實以聞。遂報罷。且禁竊採以啓事端。

とあり、大鵬千戸所の吏目鄭參が、本所の千戸の徐斌が珠螺を窃取していると報告したので、巡按及び二司が調査して上聞したところ、ついに採珠は停止され、同時に窃採の禁が敷かれて、以降踏襲された。この窃採の禁が私的な採珠の全面的な禁止即ち珠池の封禁を意味するかどうかは必ずしも明確ではないが、別の記事から、遅くとも洪熙元年までには珠池の封禁が体制的に確立していたことが確められる。『通志』の最後の記事は、「永樂十四年、詔採珠」とあるものであるが、注記は何もない。

以上洪武から永樂にかけての採珠の状況を見てきたが、『通志』が記す六つの記事のうち、三つは東莞県の衛所の軍が関与していた。洪武七年の記事から、官兵が採珠を行っていたことがわかる。軍による採珠は、恐らく皇帝が軍に対して珠を賜与するという名目のもとに行われたものであろう。一方、これと並行して、宦官の指揮下に、蛋戸に口糧を給与して採珠させることも行われていた。なお、東莞県の珠池は、元代から明初にかけて、真珠資源の枯竭が進んだらしく、明中期以降の採珠事業では採珠が行われた形跡はない。明中期以降は、専ら雷州・廉州二府の珠池が採珠地となった。

蛋民は洪武年間に里甲に編成されたが、川勝<sup>1)</sup>氏が指摘しているように、成化年間以降、国家の把握する蛋戸の戸数は大幅に減少した。このため、蛋民の里甲の税役科派・徴収機能は、著しく低下せざるを得なかった。こうした趨勢のもとでは、恐らく蛋民に里甲を通じて採珠の役を科派していくことは難しくなつたと思われる。次章で述べるように、確認される限り、弘治十二年以降の採珠事業では、採珠に充当する人夫は雇用によつて確保する体制がとられていた。かかる体制は、蛋民の里甲の税役科派・徴収機能の低下から出現したものと思われる。

## Ⅱ 明中期の採珠事業

### (1) 採珠法——「潜水法」と「曳行法」

採珠法としては、蛋民が水中に直接に潜る方法が一般によく知られている。しかし天順三年の採珠事業から、それとは別の方法が採り入れられた。葉盛『水東日記』巻五、珠池採珠法に、

珠池居海中、蟹人没而得蚌剖珠。蓋蟹丁皆居海艇中採珠、以大舶環池、以石懸大絙、別以小繩繫諸蟹腰、没水取珠、氣迫則撼繩、繩動、舶人覺、乃絞取、人緣大絙上。前志所載如此。聞永樂初、尚没水取、人多葬沙魚腹、或止繩繫手足存耳。

因議以鐵爲耙取之、所得尚少、最後得今法。木柱板口、兩角墜石、用本地山麻繩絞作兜如囊狀、繩繫船兩傍、惟乘風行舟、兜重則蚌滿、取法無踰此矣。

とある。永樂の初年までは、蛋民が腰に繩を繫いで、潜水して珠を採っていた。蛋民は、息が苦しくなると、繩を撼わして、船上の人にその繩を引っ張ってもらい、石の錘をつけて船から垂らした大絙を伝つて上つた。海中では沙魚に襲われて、繩を引き上げてみると、手足しか残っていないことも多かつたという。そこで、鉄で耙（真珠貝を掻き集めるためのまぐわ）を作つて採ることを試みたが、なお少量しか採れなかつた。最後に「今法」を得たという。その方法とは、山麻の繩を編んで囊状の兜を作り、その口に木柱を立てるとともに、両わきに石の錘を下げて海中に沈め、これを船の両側に繩で繫いで、風に乗りながら船を走らせて引つ張り、真珠貝を兜に掻き入れていく、というものである。兜は網のようなもので、全体としては一種

の曳き網であろう。

著者葉盛は、天順二年四月から八年八月まで両広巡撫に任じた。彼の在任期間中の天順三年二月丁卯に、司礼監太監福安の奏により、雷州・廉州で採珠すべき旨の詔が降り、御史呂供が内官とともに派遣された。この時葉盛の言う「今法」が用いられたことは、『明實錄』天順三年九月甲申の条の都知監太監吳昱の奏で、使用した器具が「網兜・鐵扒・竹籬・珠篩等器皿」と言われていることから、確認できる。なお、「鐵扒」は恐らく葉盛の言う鉄の耙と同じものであろう。

いま説明の便宜上、水中に直接に潜る採珠法を「潜水法」と呼び、潜水せずに耙または網を用いる採珠法を「曳行法」と呼んでおこう。この二方法の採珠期（季節）には、差があった。まず、「潜水法」は、水温の高くなる夏秋に行うのが普通であった。時代は六朝にまで遡るが、『晉書』卷五十七、陶璜傳の中の陶璜の上奏に、「自十月訖二月、非採上珠之期、聽商旅往來如舊」と述べられている。十月から二月までは採珠の時期ではない、と言うのだから、三月から九月までが採珠期だったことになる。また、宋應星『天工開物』下卷、十八珠玉には、

蟹戸採珠、每歲必以三月時牲殺祭海神、極其虔敬。蟹戸生啖海腥、入水能視水色、知蛟龍所在、則不敢侵犯。

とあり、蟹戸は採珠期に入る三月に、犠牲を捧げて海神を祭り、虔敬を示すという。彼らは生のまま魚貝を食し、海中でよく水色を見分けることができ、蛟龍の習性を熟知していた。以上の二者はいずれも「潜水法」の場合であり、採珠期は三月から九月までで、ほぼ夏秋に当る。そのほか特に永樂以前に着目して二、三の事例を拾ってみても、その採珠期はやはり夏秋であることに気づく。

次に「曳行法」の場合、その採珠期は、「潜水法」とは逆に、冬春であった。例えば、王臨亨『粵劍編』卷之三、志物産に、珠産廉郡東南大海中、冬春開採、夏秋輟事。緣海之北岸皆山、冬春北風多、採舟始無虞也。（中略）今海濱之民家習窺池、富室又從而載之。即重法不能禁。隨産而隨網去矣。

とあり、「曳行法」は北風の吹く冬春に行った。また時代は降るが、清の乾隆十八・十九年に乾隆帝が両広総督班第、広東巡撫鶴年、両広総督楊應琚に命じて、広州府新安県と廉州府合浦県で採珠を試みさせたことがある。『宮中檔乾隆朝奏摺』はその時の報告を収めるが、その第七輯、乾隆十九年二月八日の班第、鶴年の奏に、

其採取之法、係用網繫石、掛於船旁、以鉄耙括蚌入網剖取。必須秋深冬令・水淺北風之時、方可試行。

とある。その「採取之法」は、石を繋いだ網を船の両はしに掛け、鉄の耙で蚌を網の中に括き入れて取る、というもので、鉄の耙と網とを組み合わせた「曳行法」に他ならない。その採珠期は、「秋深冬令・水淺北風之時」と言う。そもそも「曳行法」を行うには、耙または網を水底に降ろす必要から水深が浅くなければならず、また船を走らせてその耙または網を引つ張る必要から風向きが一定していなければならない。これらの条件を満たすのは、夏秋ではなく冬春だということになる。

この「曳行法」は、天順三年以降、国家の採珠事業の中に採り入れられた。同上書、第七輯、乾隆十九年三月十六日の班第、鶴年の奏に、

前明俱用網取。須俟八月至十二月水淺北風之時。

とあり、明代では網を使う採珠法即ち「曳行法」が用いられ、八月から十二月にかけての「水淺北風之時」に行われた、と述べている。実際、天順三年以降の採珠事業について、採珠した月を調べてみると、記録されたものは例外なく冬春の間に行われており、「曳行法」が採られていたことを裏づける。

しかし珠池が封禁される封池期においては、蛋民は珠池盗として旧来どおりに伝統的な「潜水法」を用いて採珠を行った。万曆三十年に記された梁斗輝の「採珠議」(『皇明經世實用編』卷五、乾集、地官)に、

嘗攬志稱、廉郡無耕稼、所資珠璣、然囊之採也。祇於沿海蟹戶以銅槽凌萬頃。身入尋丈之淵、不啻探驪龍頷下。人猶畏其難而不敢。自招撫李茂始以竹爲樁、維以緋繩投之海中順風遡流、力不勞而得甚奢。於是自鮫人・蕩子至閭巷小民、皆安然爲之矣。

とあり、もともとは、ただ蛋民が銅槽に乗って海に出、危険を冒して潜水し珠を採っていただけで、一般の民はその危険を恐れて決して採珠しようとはしなかったが、李茂を招撫した(万曆元年、後述)ころに、初めて竹で樁をつくり、船に繋いで海中に投じ、順風遡流を利用して採るようになったので、労力をかけずに非常に多くの珠が得られるようになり、「鮫人・蕩子」から「閭巷小民」に至るまでが、皆こぞって行うようになったと言う。以上から、封池期については、万曆以前には、蛋民の間で「潜水法」が行われ、万曆以降になると、それに加えて、蛋民・非蛋民を通じて、樁(木)を用いる「曳行法」が行われるようになったということがわかる。従って、万曆以前(ただし天順三年以降)には、国家の採珠事業では「曳行法」が、封池期の蛋民の採珠では「潜水法」が用いられるという二重構造が存在したことになる。なお、万曆以降に「曳行法」を用いたのは、

具体的には、Ⅲ章で取り上げる蛋賊、澳賊、珠江デルタの「無賴」の諸集団である。蛋賊が含まれていることからわかるように、この時期の蛋民は、「潜水法」と「曳行法」とを並用していた。宋應星が『天工開物』下巻、十八珠玉の中で、採珠法に「潜水法」と「曳行法」の二法があることを説明したあと、<sup>19</sup>「今蟹戸兩法並用之」と述べているのは、それを示すものである。

## (2) 採珠事業

珠は乱獲すれば自然に枯竭するという性質を持っていたから、採珠事業はある長さの封池期間を置いて行われた。普通理想的には「十年一採」と言われたが、実際には、宮廷内の需要に応じて、三、四年に一採であったり、数十年も開採されなかったりして、封池期間は一定していなかった。<sup>20</sup>

### ① 負担の体系

天順三年以降の採珠事業の在り方を検討する素材として、内容が比較的詳細にわかる弘治十二年の例を取り上げよう。両広巡撫林富は嘉靖八年の採珠事業にさいして、弘治十二年に負担の割りつけが如何になされていたかを調査した。林富「乞罷採珠疏」(崇禎『廉州府志』卷十一、奏議志)は、その内容を載せて、

合用船隻。東莞縣與雷・廉・瓊三府、人民往來買賣、熟知海利。東莞縣行取大艚船二百隻、瓊州府白艚船二百隻、共四百隻、每隻雇夫二十名、共夫八千名。每月雇覓夫船并工食銀十兩、共該銀四千兩。雷・廉二府、各小艚船一百隻、共二百隻、每隻雇夫十名、共夫二千名。每月雇覓夫船并工食銀伍兩、共該銀壹千兩。合用器具、爬網・珠刀・大桶・瓦盆・油鐵・木櫃等件、令各船人夫自行整備應用、給與價錢。雷・廉二府、每府又用廠一座。共一應該用銀兩、行令廣州等府於贓罰・缺官・皂隸・馬夫并均徭餘剩・冠帶等項銀內查取。廣州府二千兩、潮州府六千兩、惠州府四千兩、肇慶府三千兩、瓊州府四千兩。若有不敷、另於稅畝・戸口食塩等項銀兩湊支、解發雷・廉二府官庫、收貯給散。事完造冊繳報。採取夫船、應該委



## 官部押。

と云う。採珠事業における負担の割りつけには、大きく分けて、「船隻及び人夫」、「費銀」がある。船隻及び人夫については、(広州府) 東莞県からは大艚船二百隻を、瓊州府からは白艚船二百隻を雇ひし、各船隻に人夫を二十人ずつ雇ひし、雷州府・廉州府からは小艚船をそれぞれ百隻ずつ雇ひし、各船隻に人夫を十人ずつ雇ひした。採珠に用いた器具は、爬網・珠刀・大桶・瓦盆・油鉄・木櫃などで、各船の人夫が自分で備えて使用するようになせ、その費用は後で官が価金を給与した。器具の中に爬網があることから、採珠法が「曳行法」であつたことが裏づけられる。大艚船・白艚船は人夫が二十人も乗りこむほどの大船だが、採珠に用いる船隻がこのように大型化しているのは、「曳行法」の構造上の特質に起因していよう。

ところで、その人夫を合計すると、一万人にも達しているが、林富は同じ奏の別の箇所、人夫のことを「百姓」と表現しており、その中に非蛋民が含まれていた可能性もあろう。しかし、採珠法に潜水という特殊技能を要しない「曳行法」を採り入れたとは言え、採珠活動に最も能力を発揮したのが蛋民であつたことには変わりはない。従つてやはり蛋民が人夫の主要な雇用対象にされたと考えられる。天順三年の事例になるが、『明實録』天順三年九月甲申の条に、

都知監太監吳昱奏。臣等奉勅往廣東管束軍民蟹戶採取珍珠。(下略)

とあり、「軍民蟹戶」を拘束して採珠事業を行つたことがわかる。軍・民が蟹戶と並記されているが、軍は珠池の防備に任じ、民は螺筐を織造する廠房の役などに就いた。しかし軍も民も採珠そのものを行つた可能性も否定できない。軍は明初に東莞県で採珠に充当されたことがあるし、民は人夫の雇用対象にされていた可能性もあるからである。このほか嘉靖十一年に広東布政使参議に任じた顧夢圭の奏(歸有光「震川先生集」卷之二十二、中奉大夫江西右布政使致仕雍里顧公權厝誌)に、

每採當用舟筏兵夫萬計。往來海中、因以爲盜。近年劇賊黃山秀、蓋起于珠池也。蛋戶觸犯瘴霧腥氣輒死。尤可憫念。

とある。採珠事業で用いられる「舟筏兵夫」は万を数えるが、雇用された人夫は珠池との間を海路往來する途中、盜賊的な活動を行つたと言ふ。そして近年の黃山秀(山秀は秀山の誤り)の盜賊的な活動は、珠池から起こつたものであろう、としている。ここに言う人夫の盜賊的な活動は、後述する「無頼・光棍」の海寇活動と同じことを述べたものである。ついで、蛋戸の中には、瘴霧(熱病)や腥氣(毒氣)にあたつて死ぬ者もいたと言ふ。以上から、蛋民が人夫の主要な雇用対象にされたと考えてよいであらう。

ここで、林富の奏にもどらう。人夫の雇用対象となった地域とそれぞれの雇用人数は、東莞県四千人、瓊州府四千人、雷州府千人、廉州府千人である。これらの一県三府のうち、雷・廉二府は珠池のある現地だし、瓊州府は珠池に比較的近い位置にあるので、これらの三府が雇用対象とされるのは自然であろうが、珠池から遠く離れた東莞県で雇用されているのは何故だろうか。船隻及び人夫の説明の前に、「東莞縣與雷・廉・瓊三府、人民往來買賣、熟知海利」とあって、東莞県には雷・廉・瓊三府との間を海路往來して商業・貿易に従事し、海利を熟知する人民がいたことが述べられている。官は東莞県のこうした人民を利用することによって、この県から船隻を珠池に集結させようと意図したものと見られる。しかし以上のほかに、文言には明記されていないが、東莞県では明初に採珠が行われたことがあり、蛋民が多数存在していたことも、関係していたはずである。

雇賃する船隻には、毎月、人夫への工食銀も含めて、大艚船・白艚船には十両を、小艚船には五両を支払った。従って、前者には銀四千両が、後者には銀一千両が、合計すれば銀五千両が毎月支払われたことになる。この出費を含めた全必要経費は、各府に割りつけされた。広州府二千両、潮州府二千両、惠州府四千両、肇慶府三千両、瓊州府四千両である。各衙門の「贓罰・缺官・皂隸・馬夫并均徭餘剩・冠帶等項銀内」から査取するが、不足の時は別に「稅畝・戸口食塩等項銀兩」より湊支する、としている。なお、珠池のある現地の雷・廉二府には、派銀が無い。これは恐らく、小艚船の雇賃や現地ならではの螺筐を織造する廠房の役などの負担を考慮してのことであろう。

## ② 珠池の封禁

弘治十二年の採珠事業は、以上のような負担の体系を編成して行われた。採珠事業が終わると、次の開採期まで珠池は封禁される。その間、珠池を侵そうとする珠池盜に対して、厳重な防備体制が敷かれる。その珠池防備を受け持ったのは、主に宦官と衛所の軍であった。これらの治安警察力及び軍事力が珠池盜を取り締まるさいの根拠となった法令が、「盜珠條例」である。明代を通じて弘治十四年と万曆七年の二回にわたり、出されている。後者はⅢ章でふれることとし、ここでは前者を検討したい。万曆「大明會典」卷之三十七、戸部二十四、課程六、金銀諸課に、

十四年奏准。廣東盜珠人犯、除將軍器下海爲首眞犯死罪外、但係在於珠池捉獲、駕使黑白艚船、專用扒網盜珠、曾經持杖拒捕者、不分人之多寡・珠之輕重。及聚至二十人以上、盜珠至十兩以上者、比照盜礦事例、不分初犯再犯、軍發雲南邊衛分、民并舍餘發廣西衛分、各充軍。若不及數又不拒捕、初犯枷號二箇月發落、再犯免其枷號亦發廣西衛分、各充軍。如係附海居民、止是用手拾蚌取珠、所得不多者、免其枷號、照常發落。職官有犯、奏請定奪。

とある。その内容は、以下の如くである。軍器を所持して海に入り首領と爲った眞犯は、死罪に処す。それ以外の但だ珠池で採珠活動を行ったものうち、黒白の艚船を駕使して専ら扒網を用いて珠を盗んだり、杖を持して逮捕を拒んだりした者、及び二十人以上聚まつたり、珠を十兩以上盗んだ者については、盜礦の事例に比照して、初犯・再犯に関わりなく、軍戸は雲南の辺衛に送り、民戸その他は広西の衛に送り、軍に充てる。聚まつた人数が二十人未満、盗んだ珠が十兩未満で、逮捕を拒まなかつたものは、初犯は枷號二ヶ月、再犯は枷號を免じて広西の衛に送り、軍に充てる。また、附海の居民のうち、ただ手を用いて蚌を拾い珠を取り、小量を得る者は、枷號を免じて常に照して処分する。

以上であるが、このうち注目すべき点は、まず、「黒白の艚船を駕使して、専ら扒網を用いて珠を盗む」場合を特に取り上げている点である。「専ら扒網を用いて珠を盗む」というのは、「曳行法」を用いることに他ならない。また、二十人以上聚まつた場合も、それと同等の刑罰を科している。これらのことは、弘治十二年の採珠事業で、「曳行法」が用いられたこと、大艚船・白艚船の入夫が二十人であったことと関係していると思われる。即ち、弘治十四年の「盜珠條例」は、弘治十二年の採珠事業を契機として、「曳行法」を用いる珠池盗が出現するのを抑止しようというねらいがあつたものと見られる。次に、「附海の居民のうち、ただ手を用いて蚌を拾い珠を取り、小量を得る者」については、科する刑罰を軽くしていることが注目される。「附海の居民」とは、珠池の近辺に住む蛋民を指していると考えられ、その採珠法は、「ただ手を用いて蚌を拾い珠を取る」ということからして、「潜水法」である。蛋民が「潜水法」を用いて少量の珠を取る場合については、彼らの伝統的な生業に配慮して、科する刑罰を軽くしようということであろう。

以上から、この法令の重要なねらいの中に、「曳行法」を用いる珠池盗の出現抑止と「潜水法」を用いる蛋民の伝統的な生業に対する配慮の二点が含まれていたことを知りうる。この二点は、万曆以前（ただし天順三年以降）の採珠法における二重構造、即ち国家の採珠事業における「曳行法」と封池期の蛋民の採珠における「潜水法」という二重構造と対応している。

③ 珠池太監

國家が採珠事業を通じて収取した珠は、宮廷内の奢侈品、儀典用品、臣下への賜与品などとして用いられた。従って、その需要は宮廷内の、とりわけ皇帝個人の欲求に左右される面が強かった。宦官が珠池に派遣されたのも、恐らくこのことと関連している。その派遣は前章で述べた如く、洪武三十五年に始まる。

宦官は、やがて採珠事業の前提となる封池期の珠池の看守をも行うようになる。その開始期については、正統年間からとするものと、景泰年間からとするものがある。<sup>26</sup> 宦官は珠池の看守とともに、地方に対する専横を強めた。「明實録」天順四年七月甲午の条に、

廣東廉州知府李遜、爲鎮守珠池內使譚記、誣奏其縱部民竊珠、下遜錦衣衛獄。遜悉發記杖人致死及強入民家斂財物諸罪狀。上命執記、與理記具伏。遂錮之而命遜復職。

とあり、鎮守珠池内使譚記が、廉州府知府李遜が地方民に珠を窃かに採るのを縦していると誣奏し、錦衣衛の獄に繋いだところ、李遜は譚記の地方民に対する暴虐の状を發き、皇帝の裁可によつて復職するを得た。このように珠池太監は、珠池の看守の権限を利用して、地方官を陥れたり、地方民の財物を没収したりした。

珠池太監の専横は、正徳年間の雷州珠池太監牛榮・趙蘭に至つて、地方民に激変を起すまでに至る。<sup>27</sup> 嘉靖「廣東通志」卷第五十、列傳、名宦七、本朝下、王秉良傳に、

時守珠池中貴趙蘭、氣焰方熾。公（秉良）獨與之抗。民咸恃公爲安。蘭因構誣、以私逮至京下獄。蘭勢益張、抑奪富民產業。因捕民陳應魁撲殺之。民群訟於當路、竟無如何。嘉靖改元、御史陳實疏革守珠池內官。

とあり、趙蘭は自らを掣肘しようとした雷州府知府王秉良を逮えて京師の獄へ送り、さらに富民の家の財産を没収して、その人を監禁した。陳應魁の父がその一人で、趙蘭に逮えられて笞打たれ、死に瀕した。それを見かねた陳應魁は、父の身代りとなつて、火あぶりの刑を受けて死んだ。<sup>28</sup> これに対し民が当局に群訟する擾ぎが起こつたが、受け入れられなかつたといわれている。この激変のち嘉靖元年に、御史陳實の奏により、雷州珠池太監は裁革され、雷州の珠池看守は廉州の珠池太監により兼任されることとなつた。

以上の如き激変が起る背景には、珠池太監が長年にわたって地方に種々な矛盾を齎していた事実がある。採珠事業における珠池太監の重要な任務の一つに、採取された珠の収取と国家への上納があった。そのさい、珠池太監配下の参隨が厳しい中間搾取を行ったことも、そうした矛盾の一つに数えられる。梁斗輝「採珠議」（『皇明經世實用編』卷五、乾集、地官）に、

始議官四民六、稱便矣。然而梩子有包藏、督哨有搜括、参隨有背手。至中使之前、僅循資交納耳。矧中使者果介如囊被。（中略）一意奉公毫無市心者乎。則吾不信也。大半歸其私囊。朝廷獲利有幾。而受此空名也。則騙匿之害也。

とある。採珠した珠は、本来「官四民六」で分配するのが原則であったが、現実には、「梩子」（不詳）、「督哨」（珠池の守備官）「参隨」の厳しい中間搾取を受け、「民」はそのあと、「中使」（珠池太監）の前に至って交納するのがやっとであったと言う。そして珠池太監自身は、収取した珠の大半を国家に上納せず、横領・着服して、市場へ流していた。

多くの珠が珠池太監に横領・着服され国家に上納されないとすると、国家はそれによる不足分を市場からの買辦によって補う以外にはない。徐學聚『國朝典彙』卷二百九十九、採珠寶に、隆慶二年の御史詹仰庇の言を引き、

臣聞、珍珠寶石多藏於中貴之家。因陛下索之愈急、則彼擡價愈高、珍珠數兩費金數千、寶石一顆值銀數十。

とある。珍珠寶石はその多くが宦官の家に蔵匿されて、国家には上納されなかつたため、皇帝（穆宗隆慶帝）はそれを益々熱心に買い求めさせた（買辦）。その結果、珍珠は数両で金数千にもなり、寶石は一顆で銀数十にも達したという。国家による珠寶のあくなき買辦が、珠寶の市場での絶対量を減少させ、価格高騰を齎したと言えよう。

市場における珠の需要には、国家の買辦による需要と民間の購買による需要とがあつた。一方、採珠事業で得られた珠のうちの「民」の取り分は、参隨などの厳しい中間搾取を経ながらも、最終的には市場へ供給されたであろう。また、「官」の取り分のうち宦官が蔵匿した珠も、市場へ流された。さらに、封池期に蛋民が「潛水法」を用いて行った採珠も、市場へ珠を供給していたことは言うまでもない。

明末の社会には奢侈の風潮が一般化したと言われる。民間の珠に対する需要も、それに伴い増大したと思われる。万曆初年から珠池盜の活動が活発化するのも、そのことを背景としていられるであろう。

(3) 採珠事業における「無頼・光棍」

すでに述べたように、採珠事業に雇用された人夫は、弘治十二年の場合、合計一万人にも達していた。彼らは、嘉靖五年の採珠事業の時点で、官によって「無頼・光棍」と認識されていた。林富「乞罷採珠疏」に引用された本司分守海北道左參議王俊民の咨の中に、

又訪得、各處船隻不止數千。刷船之時、買免賣放、大開官吏・地方・總甲人等騙局、富者既以貨免、所刷多係下戸、船隻多舊且壞。所用人夫・撐駕、大者不止二十名、多雇無頼・光棍、告照修船、買辦器具、紛擾爲甚。至船發行及封池回還、自稱官差、沿海打劫客商并附近鄉村、甚至汚及妻女、其爲患害不可勝言。而又上下通同侵盜、其禁愈嚴、其弊愈出、或寧遺棄、不肯納官。

とある。まず、各處で雇覓される船隻は数千に止まらないが、その割りつけは、「富者」が「官吏・地方・總甲」などに賄賂を送って免れるため、多くが「下戸」に集中し、そのためその船隻は老朽化したり破損しているものが多かった。雇覓と言いつながら、「富者」が贈賄までして免除を求めているのであるから、その実態は強制的な割りつけに他ならなかったと言えよう。ついで、雇用する人夫・撐駕は、大きな船隻になると二十名を下らず、それには多く「無頼・光棍」を雇っており、彼らは船隻の修理や器具の買辦を申請して、もめ事が絶えなかった。船隻が珠池へ赴くときと採珠事業が終わって本拠地に帰るときには、官から派遣されていることを盾に、沿海で客商や附近の鄉村に劫掠を働き、その患害は言うに絶えないと言う。この「無頼・光棍」の劫掠活動は、海寇的な活動である。彼らは採珠事業に雇用されることを通じて、官の權威を巧みに利用しながら活動した。ついで採珠事業の中では、官と結託して珠を着服したが、その禁が厳しくなればなるほど、その弊も拡大した。また官と結託しないときには、珠を官に納めることを拒んだ。このように彼らは、採珠事業そのものにおいても、その利益を内面から蚕食していたのである。

この「無頼・光棍」が実体的に蛋民であったか否かは、この史料による限りではわからない。しかし人夫の主要な雇用対象は蛋民だったと考えられるので、その可能性は大きいと言えよう。ところで、彼らの活動、特にその海寇的な活動、官との結託という点は、万曆以降の珠池盜の在り方と軌を一にする。彼らは国家の採珠事業という枠の中にはいるが、すでに万曆以降

の珠池盜の実質をほぼ具えていたと言えよう。次章では、万曆以降の珠池盜の具体的な存在形態を追求していく。

### Ⅲ 明末期の珠池盜

#### (1) 蛋賊

雷州府・廉州府の蛋民は、伝統的に採珠を生業の一つにしてきた。万曆年間に入ると彼らは重々しく武装して、蛋賊と呼ばれる集団を形成した。その典型が、蘇觀陞と周才雄が率いた集団である。これを伝える史料には、瞿九思『萬曆武功録』卷之三、廣東、蛋賊蘇觀陞・周才雄・梁本豪列傳や毛奇齡『蠻司合誌』（同『西河合集』所収）などがある。両者は表現に多少の差はあるものの、文脈は共通しており、刊行年次から見て、前者がオリジナル・テキストであろう。

蘇觀陞、周才雄は、万曆初年に、雷州・廉州一帯に劫掠活動を行うが、そこに至るまでの経緯を、『萬曆武功録』は次のように説明する。まず彼らの出自を、

蘇觀陞・周才雄、石城二蛋戸也。其先皆安南夷。

と述べる。彼らは石城県に住む蛋戸で、その祖先は皆「安南夷」であったと言う。石城県は当時の高州府化州の属で、現在の廉江県に当たる。珠池のある廉州府合浦県とは境を接していた。光緒『高州府志』卷四十八、紀述一、事紀一に、石城珠賊殺永安所田千戸、討斬之。縣原於附海地方、設烏兔・名浪・龐村三埠、以居蠻民、捕魚辨課。（下略）とあり、彼らは沿海に設けられた烏兔・名浪・龐村の三埠で漁業に従事し、魚課を負担していたと言うから、彼らが採珠のほかに普段から漁業を生業にしていたことがわかる。

さて、『萬曆武功録』は、前引部分に続けて、

常欵石城塞涕泣曰、徼人長願臣僕。由此得充蛋戸、阻烏兔多浪爲險矣。

と述べており、彼らは常に石城塞を訪ねて、「臣僕」になることを願ったので、「烏兔」の防衛に充てられた。「烏兔」とは烏兔寨のことで、珠池防備のために設けられた十七の海寨の一つである。『天下郡國利病書』第十八冊、廣東中、廉州府志の海

寨の項は、烏兔寨を説明して、「至凌祿五十里、至烏泥池二十里、守軍五名」と述べているが、ここは合浦県の七つの珠池の一つ烏泥池とは至近距離の位置にあった。蛋戸を烏兔寨の水兵に充てたことは、広東僉事許孚遠『許敬和堂集』卷之三、「簡趙寧宇僉憲」に、

一、烏兔寨水兵未足、須選募福廣之兵、兼以海兵・蟹兵充之。蟹人慣會偷珠、收之爲兵、亦可潛制其姦。(下略)

とあるのからも窺い知れる。蛋民は偷珠の盜珠が常習化しているから、彼らを水兵に収容して、その不断の盜珠活動を抑制すべきであるとする。

その盜珠活動の実態は、『萬曆武功録』に詳しい。前引部分に続けて、

兩酋皆世擅珠池利、往往交驩大賈、得因而稱貸、迺招致四方亡命、日夜殷殷使兵弩、飾鬪具、侵犯我禁池。我禁池兵衛甚設。於是諸蛋戸乃自度、吾以白挺一日、欲橫行海島、非多集梟勇莫可者。益務爲富厚以自雄、有如生殖。稍不可意、勢且應接豪賈不暇。諸蛋戸屢屢於子錢日益增、恐嗣歲必無所得於豪賈。於是聚黨數千人、數出劫雷廉之間、蕭然苦兵矣。

と言う。兩酋はいずれも代々珠池の利益を独占し、往々にして「大賈」と馴れ親しみ、それに金銭を貸与していた。そして「四方亡命」を招き、日夜盛んに兵器・武具を具えて、珠池を侵犯した。一方、珠池の防備は極めて嚴重であったため、「諸蛋戸」は、小舟で一日中働きづめる自分が海島に勢力を張るためには、「梟勇」を多数集める以外にはないと考え、兩酋から資金の貸与を受けた。こうして兩酋は、ますます富厚となり、独力で雄を唱えた。それは恰も生み殖やすが如くであったという。ところが、それが少しでもうまく行かなくなると、今度は頻繁に「豪賈」と接触した。やがて「諸蛋戸」は日に日に利子が増加するのに苦しむようになり、また、兩酋も翌年以降に「豪賈」から利益を得る見込みを全く失い、ついに党数千人を糾合して、雷州、廉州一带に劫掠活動を行い、官兵との間に武闘を展開するに至った。

蘇觀陸・周才雄の兩酋と「諸蛋戸」は、それぞれに盜珠活動を行う集団を抱えていた。蛋賊とは、これらの諸集団が相集まって形成されたものである。その内部では、兩酋が「諸蛋戸」に対して資金を貸与し利子を取るといふ關係が見られた。のち「諸蛋戸」が借金を返済できなくなり、さらに「豪賈」からの利益も見込めなくなったとき、兩酋は「諸蛋戸」を率いて劫掠活動に入った。これらの点からして、兩酋は「諸蛋戸」の謂わば盟主としての位置を持っていたと言えよう。兩酋は代々珠池の利益を独占していたと言うが、このことは兩酋が採珠を生業とする蛋民の間で伝統的に実力者であったことを意味する。兩



酋の「諸蛋戸」の間における盟主としての位置は、その延長線上にあったと言えよう。

ところで、蛋賊には、「四方亡命」「梟勇」と表現される無頼が加わっていた。「四方亡命」とは、故郷を離れて各地を流浪する者であろう。官と結託しない限り盗掠活動には官兵との武力衝突が不可避であったから、蛋賊はこれらの無頼を戦闘力として利用した。彼らは恐らく、半プロ的な武闘集団として、採珠を行っている蛋賊の周辺で官兵の弾圧を阻止する役割を果たしたのではないかと思われる。

両酋は、商人に金銭を貸与するなど、独占した珠池の利益を以て、商人と特別な結びつきを持っていた。陸上の民から厳しい差別を受けてきた蛋民が、富裕化して陸上の世界と繋がりを持とうとするとき、商人はそれを媒介する者として重要な役割を果たしたと言えよう。

さて、雷州・廉州一帯の劫掠活動に入った蛋賊は、官兵との間に激しい戦闘を繰り広げながら、途中断州の千戸田治を殺害するが、黄應甲が五軍を率いて並進すると、両酋は生け獲りにされ、斬首される者が四百余級に至った。ここに蛋賊の活動は終息した。

## (2) 澳賊

澳賊は、海南島を拠点に、万暦初年から十七年まで、李茂を首領として活動した珠池盗である。これを伝える史料には、鄧宗齡撰「平海碑」(道光「高要縣志」卷十四、金石略)、董份撰「嶺南平寇碑」(同上)、道光「瓊州府志」卷十九、上、海黎・海寇、瞿九思「萬曆武功録」卷三、廣東、李茂列傳、「明實録」万暦十七年四月戊寅の条、などがある。以下、これらの史料に基づき、澳賊の動向について検討する。

道光「瓊州府志」によれば、李茂は瓊山県小林の人で、幼い時一家が劫掠を受け、遠地に身を鬻がれたという。のち彼は海寇の首領となる。同上書に李茂が海寇として初めて登場するのは、隆慶二年五月のこと、やがて彼は海寇林鳳の配下に入り、海南島の各地で劫掠活動を行った。そのご万暦元年四月に、広東僉事許孚遠の招撫を受け、舖前に居住して、「編戸氓」となった。このとき李茂の賊党で、故郷に帰った者は二百三十五人、県籍に入れられた者は百五十七人であった。李茂は招撫を受

けたのち、兩広総督殷正茂<sup>(32)</sup>から把総の職を与えられ、また、その配下の陳德樂ら五人は哨官の職を受け、倭寇討伐に参加して実績をあげた。<sup>(33)</sup>

しかし、舖前に居住した李茂は、招撫を受けたとはいえ、依然として態度を変えず、勢力拡大に努めていた。「平海碑」に、舖前巢宇某列繡錯。(李茂・陳德樂二酋)廣召閩廣亡命以爲爪牙、陰結城中豪俠爲耳目腹心、揚帆鼓柁闖入禁池、則浮糧蔽空、鉦吹拂浪、刃接火攻。便於蹶躓樓船將士、歲被創不可計。

とあり、「閩廣亡命」を招集して爪牙とし、「城中豪俠」と結んでそれを耳目・腹心としていた。さらに官兵と闘争しながら、盛んに盗珠活動を展開した。「萬曆武功録」は、「其後戊寅、茂竟聚黨千餘人、盜取珠池」と述べ、「千餘人」という大量の賊党を聚めて盗珠を行わせた。

この盗珠活動に従事した集団は、澳賊とか澳党とか呼ばれた。「嶺南平寇碑」に、

然賊雖徒、而徒黨在海澳者、亡慮數百千人、大者稱澳主、小者各有名號、皆分布諸澳中。而益造桐槽諸戈船、亡慮數千百艘、亦密藏諸澳中。數召集天下亡命・奸人・豪俠・劍客、與群黨雜居、其志叵測矣。

とあり、徒党の海澳(海南島の入りくんだ海岸線がつくる入江)に在る者は、およそ數百千人で、大なる者は澳主と称し、小なる者もそれぞれ名号を持って、諸澳に分布していた。澳賊は海澳ごとに分かれて、独立した単位集団をつくり、それぞれ澳主やその他の名号の所持者に統率されていたものと見られる。彼らは桐槽や戈船を造り、およそ數千百艘が密かに諸澳にかくれていたという。李茂はこれらの澳賊に盗珠を行わせるさい、「茂與諸偷盜約、每十吾與樂取其六。以故諸偷勇於奔禽也」(「萬曆武功録」とあるように、得た珠は六割を自身と陳德樂とが取り、残り四割を「諸盜偷」に分配するという取り決めを交していた。ここに言う「諸盜偷」とは、澳主やその他の名号の所持者(に統率された澳賊の各集団)を指していると思われる。従って澳賊の各集団は、全体を率いる李茂という首領の傘下に結集していたと言えよう。

ところで、前引史料の末尾に見られるように、澳賊には「天下亡命・奸人・豪俠・劍客」と表現される流浪的な無頼が多数加わっていた。「平海碑」の方は、同じ存在を「四方之劍客・奇民・逋亡・罪隸」と言っている。これらの無頼は、蛋賊が招集していた「四方亡命」「梟勇」と同様に、戦闘力を高めるための半プロ的な武闘集団であったと考えられる。実際の盗珠の中では、澳賊が採珠に従事し、これらの無頼がその周辺で官兵の弾圧を阻止するという役割分担がなされていたのではない

かと思われる。

ところで、盗珠活動に必要な船隻や器具その他の費用は、如何にして調達されていたのであろうか。「平海碑」には、  
富者贖重賞創舟具牛酒、給奸坐而倍收其利。貧者願效死命以償子母金錢。

とある。「富者」は多額の資金を出して船隻・器具・牛酒を創り、「奸座」に与えて倍の利益を収める。一方「貧者」は、命を投げ捨てて元金・利子の返済に努める、と言う。これから、「富者」が船隻や器具その他の費用を、「貧者」に対して貸与していたことがわかる。「富者」と「貧者」という対応関係は、澳賊内部のものであろう。即ち、「富者」とは李茂か或は澳主その他の名号の所持者を、「貧者」とはそれ以外の澳賊の一般成員を指していると考えられる。ここに見られる「富者」と「貧者」との間の資金の貸借関係は、ちょうど蛋賊の場合の蘇觀陞・周才雄の両酋と「諸蛋戸」との間のそれと、相通するものがあると言えるだろう。

さて、次に澳賊が盗珠活動によって得た珠は、如何なる存在の手を経て、市場に出廻ったのであろうか。時は万曆十七年にまで降るが、澳賊の大勦滅作戦を展開した両広総督劉繼文は、次のような施策を行った。梁斗輝「採珠議」（『皇明經世實用篇』卷五、乾集、地官）に、

歲在萬曆庚寅、總制劉繼文設爲嚴禁、出本者與犯池・買珠者同科。其法慘、於見知連坐、大開告訐之門。棍徒得志、人人自危。可異也。然不少息、又益甚之。何者、有之以爲利故也。況偏聽生姦。素封・大賈多羅城門之災、而椎埋駟騶、或以苞苴倖免。不清其源而遏其流得乎。

とある。万曆十七年に劉繼文は、嚴禁を出して、元手を出した者（「出本者」）と珠池を犯した者・珠の買い付けをした者（「犯池・買珠者」）との科する刑罰を同等にした。しかもその摘発を徹底させるために、犯罪を知らずに密告しない者も連坐させる（「見知連坐」）という厳しい連坐制を含む密告制を敷いた。しかし、これは棍徒の暗躍を誘発して、人々はあらぬ罪で陥れられる危険にさらされた。官の聴取に偏向があると、財産家（「素封」）や商人（「大賈」）の多くが謂われのない災難を被り、また仲買人（「駟騶」）の抹殺や贈賄が横行した。密告制を止めない限り、棍徒の暗躍は防ぎようがない、と言う。

以上から、次のようなことが考えられよう。まず、「犯池」と「買珠」を並列させていることから、「買珠」の行為も「犯池」の行為とともに重く罰せられたということ。そして、「買珠者」は珠池盗からの珠の買い付けに直接に当たるバイヤーで

あつたが、この「買珠者」に対しては元手を出す「出本者」が存在していたということである。官が密告制を敷いてその「出本者」の摘発に乗り出したとき、棍徒は「素封」「大賈」を密告の標的とした。梁斗輝はそれを「謂われのない災難」と記しているが、個別的にはともかくとしても、全体的に見れば、棍徒の暗躍が可能であつたのは、やはり「素封」「大賈」の中に現に「出本者」となる者がいたからであらう。一面での「駟駿」の抹殺や賄賂の横行という事実は、それを示唆している。この「駟駿」が、「買珠者」にあたることは言うまでもない。

密告制が敷かれて棍徒が暗躍するという事実を伝えた史料は、他にもある。恐らく劉繼文のときの事例と思われるが、道光「新會縣志」卷九、列傳、人物下、關世教傳に、  
萬曆十年舉人。時珠盜旁牛。姦允乘隙赴軍門、告密詐嚇富人。世教條其害、陳之兩院。事獲禁息。

とある。珠池盗が大規模に発生すると、「姦允」が隙に乗じて總督府に赴き、「富人」のことを密告したり脅迫したと言う。そこで、拳人關世教はその弊害を兩院に上陳して、ようやく事態は鎮静化するを得た、と言う。この場合も、「富人」が密告の標的とされたことを述べているに止まるのであるが、やはり同様に「富人」の中に「出本者」がいたという事実を背景に考えないわけにはいかない。

「採珠議」を記した梁斗輝も密告制の弊害を上陳した關世教も、拳人の学位を持つ新会県の郷紳なのであるが、それだけに、その主張なり行動なりは郷里社会の利害に強く制約される面を持ったと思われる。その点、蘇州府崑山県の人で万曆鉞税期に刑部郎中の職を以て広東に赴いた王臨享の次の言は、そうした制約から免れていたであらう。王臨享『粵劔編』卷三、志物産に、

今海濱之民家習窺池、富室又從而蔽之。即重法不能禁。

とある。今日「海濱之民家」は珠池の利を窺うことになれ、「富室」もそれを利蔽としていて、嚴重な法によっても禁ずることができないと言う。「富室」の珠池盗からの利潤抽出は、主として珠池盗から珠を買うことによつてなされていたと考えられる。珠池盗の背後には、やはりこうした「富室」が存在していたことを想定しておくべきであらう。

以上の三史料に現れた「素封」「大賈」「富人」「富室」は、実体的には、地主・商人などの富裕層であつたと見られる。珠池盗からバイヤーである「買珠者」の手を経て、これらの階層へ渡り、そこから更に市場へ流されたと見られる。

澳賊とその首領李茂の動向を、続けて追うことにしよう。澳賊を傘下に納めて盗珠を盛んに行わせていた李茂に対し、万曆六年四月、両広総督凌雲翼は招撫を行い、同時に李茂に水寨の職官を与えた。水寨は、嘉靖末年に両広提督吳桂芳が倭寇・海寇対策に設けたもので、六水寨があった。李茂の得た水寨の職官とは、これらのうちの一つの職官（把総など）であろう。李茂は水寨の職官を受けると、珠池の警備の任に事よせて珠池盗の活動を再開した。やはり、「奸徒」がこれに「繩附」したと言う。<sup>36</sup>この時期の彼らの盗珠活動がいよいよ勢を増していたことは、万曆七年五月に、弘治十四年以来二度目の「盗珠條例」が発せられていることからも窺われる。その内容は弘治十四年の「盗珠條例」を基本的には踏襲している。しかし、弘治十四年時に見られた、珠池近辺に住む蛋民が「潜水法」を用いて少量の珠を取るケース（「係附海居民、止是用手拾蚌取珠、所得不多者」）に対する規定は削除されており、代わって「若假以盜珠爲由在海劫客商船隻或登岸劫人財物者、各依強盜論」という一節が付け加えられている。時代の趨勢は、もはや「潜水法」による零細な採珠を問題とする余裕はなくなり、盗珠を行うかたわら、客商や沿海鄉村に劫掠を行う珠池盗を重視せざるを得なくなっていたのであろう。この部分は明らかに、この時期の澳賊などの珠池盗を念頭に置いた法規定である。李茂は招撫を受けたことにより、海寇討伐にも参加していたが、盗珠活動をも盛んに行った。これに手をやいた舒太猷<sup>38</sup>は、李茂の子日新と陳德樂の子仲仁を「入学」させて勸化を寓するという懐柔策をも用いた。<sup>39</sup>

万曆九年十一月に、福建長樂の人陳瑞<sup>40</sup>が南京刑部尚書から転じて両広総督に就任した。この時期、珠池盗は珠池の守備官と結託していることが多く、また守備官は両広総督などの上級官へ珠を献上するのを常としていた。例えば、『天下郡國利病書』第十八冊、廣東中、廉州府志に、

按沿海建寨、盖自今始。由西而東而北、凡十七處、分軍巡哨、以防盜取之患。然法禁稍疎、軍士即玩、盜者有所賄、則得者不以聞。擲人而任、可不慎與。

とあり、珠池防備にあたる海寨で、軍士は珠池盗から賄賂を受け取り、逮捕の手を緩めていた。このような結託が成立しえたのは、珠池の守備官自身が珠を両広総督などの上級官に賄賂として送ったり、また売買するなどの弊が常態化していたからであった。葉春及『石洞集』卷十二、序一、「分守雷陽水軍李將軍宗陽姚淑人齊壽序」に、

及餘自免歸羅浮、而宗陽進守備官、分守雷陽・白鴿門。白鴿門珠池隸焉、常以珠獻幕府・監司。或此兩人以買珠來、則獻

珠而歸其直。宗陽曰、吾職稽盜、敢自爲之。竟以此歸故府。

とある。これは、李宗陽が雷州府の雷陽水軍の守備官に任じたときの見聞である。それによれば、管内の白鶴門寨の珠池では、珠を「幕府（両広総督）・監司」に献上するのが恒例となっており、またこの両人が珠を買い求めに来ることもあったという。このように、珠池盗と守備官との間、守備官と両広総督などの上級官との間には、それぞれに癒着・結託の關係が一般化していた。この点は両広総督陳瑞の場合も例外ではなく、水寨の職官を得て珠池の警備に任じていた李茂と結託し、盗珠を行わせた。焦璣『國徵獻徵録』卷六十二、董應舉撰「雲南巡撫中丞薛公夢雷傳」に、

督撫某欲得夜光賄權貴人、示意於公。不能得則暗與盜魁李茂通。茂以制府聲盜珠。公知而亟捕之。賊逸珠、竟不可得也。とある。「督撫某」とは陳瑞のことであるが、彼は夜光珠を「權貴人」に賄しようとして、その旨を広東僉事薛夢雷（41）に示したが拒否され、李茂と結託した。李茂は両広総督を後循にして盗珠活動に専念した。

ところで、陳瑞が珠を献じようとした「權貴人」とは、誰を指すのであろうか。『明實録』万曆十一年正月壬戌の条に、殷正茂と陳瑞が、属官から金銀珠を括取し、私かに張居正、馮保、居正の家奴游七に餽った、とする記事が見える。張居正は、神宗の即位以来宦官の馮保と結んで、国政の枢要を掌握し、種々の漸新な政策を展開した。陳瑞は党派的に張居正派であつたらしく、前の記事の六日後には、「両廣総督陳瑞褫職、以附張居正」（『明實録』万曆十一年正月戊辰）とあつて、張居正に与したことを以て免職されている。従つて、「權貴人」とは張居正を指すと考えて間違ひなからう。そうすると、珠は、澳賊から李茂を通じて、両広総督陳瑞へ、さらには内閣大学士首輔張居正へと流れていたことになる。このような重層的な贈賄の關係は、澳賊などの珠池盗が明朝の珠池封禁体制の中で自らの活動を維持・強化していくさいの重要な梃子となるものであつたと言えよう。

こうしたなか、万曆十五年（42）に、広東按察使蔡夢説は、それまで舖前にあつた李茂、陳徳樂の居屋を瓊州府城内に移し、「新民」として扱ふこととし、澳賊との隔離を図つた。一方、澳賊の「部衆黨與」が雑居してゐた盧舎数百間を尽く焼き払つた。また、彼らの舢舨も県官に没収して、「藤布小舟」すら残さず全てを焼却しようとした。同時に、澳賊の「部衆黨與」には強制解散を命じ、村落に散処して帰農させることとした。しかし澳賊は、舢舨を操つて海上に逃がれ、勢力を維持した。翌十六年、李茂は蒼頭六名に命じて、盛んに盗珠を行わせた。（44）

ここに、ついに両広総督劉繼文<sup>45</sup>によって、澳賊の大剿滅作戦が展開される。その間、澳賊は、雷廉遊撃陳居仁、把総董龍、遊撃沈茂、參將楊友桂などの官に贈賄して弾圧を迴避しようとしたが、翌十七年、結局李茂と陳德樂の二酋は、激しい攻防戦の末、楊友桂に生け獲りにされ、瓊州の獄に繋がれた。その後、殘党の蔡克成、陳良徳らが海上で抵抗を続けたが、最終的には逮えられ、李茂らは総督府に送られて、「斬首・梟示」の刑に処せられた。ここに、澳賊の活動は終息した。

### (3) 珠江デルタの「無頼」

万暦年間に活動した珠池盜の具体例として取り上げる最後の存在は、珠江デルタの「無頼」である。ただ収集した四つの史料は全てが東莞県のものであり、珠江デルタの中でも、珠池盜の主要な発生源は専らこの県にあったと言える。

珠池盜が東莞県を中心に活発な活動を起こしたのは、例の両広総督陳瑞の在任した万暦十年前後のことである。海北道副使であった伍袁萃の『林居漫録』巻之二、多集に、

粵三珠池、俱在合浦。設遊撃一・把総三、以守之。每遇冬月、東莞等處奸徒、輒駕巨艘數十來侵。官軍出禦、互有殺傷。

陳文峰爲督府、欲獻珠權貴人、潛令奸徒盜珠。時薛鳴宇治兵海北、聞警嚴行捕逐。而官軍探知陳指伴與賊鬪而實縱之。

とある。陳文峰とは陳瑞のことである。史料の陳文峰以下の部分は、陳瑞と李茂との結託を伝えた、前引の焦壙『國徵獻微録』巻六十二、董應舉撰「雲南巡撫中丞薛夢雷傳」と文脈が共通している。『林居漫録』は、陳瑞の結託した相手を「奸徒」と記すのみで、李茂に特定はしていないが、『國徵獻微録』と同一の事件を伝えたものであろう。いづれにしても、この時期、東莞などの県の「奸徒」が毎年冬期になると、『巨艘』数十を駕して合浦県の三珠池を侵しに来、官軍との間に鬪争を引き起していたことがわかる。その活動が冬期であるのは、Ⅱ章で述べたように、「曳行法」の採珠期が冬春の間であることによる。珠池盜発生の中心地と目される東莞県の状況を見よう。東莞県の人陳履<sup>46</sup>は、万暦十一年十一月に両広総督に赴任してきた呉文華<sup>49</sup>に対し、「與吳軍門書」（『廣東文徵』巻十四）という意見書を提出した。その一節に、

奈何去年以來、民情大變、鳩集黨類、造爲舟船、倡言盜珠、公行無忌。有可知而不一禁、鄉里懼而不敢言、遂至轉相效尤、

不可勝計。某當耳聞目擊、深切隱憂。蓋以此流盡皆無賴、上昧國法、下忘身家、見利必爭、遇捕必拒、固其勢之所必至也。とあり、去年以來、民情が大變し、仲間を集めて、舟船を造り、倡んに盜珠のことを言い、公然と活動して憚る所がない、と言う。陳履は盜珠活動が激発した契機が何であつたのかについては言明していないが、東莞県内でパール・ラッシュとでも謂うべき現象が捲き起つていたことは間違いない。この止めどのない流れを、有司は放任して摘発せず、郷里の民も懼れて密告する者はいないと言う。ために、それは益々勢いを強める。それに身を投じたのは、「無賴」と呼ばれる人々であつた。彼らは、自己に纏わりつく家族や村落などの一切のものを拭い捨て、一獲千金的な利を求めて走る。自らを抑圧する「國法」に對しては、力を以て抗争して已まない。ここには、「無賴」の在り方や特質が強く穿たれているように見える。

ところで、この珠池盜の担い手となつた「無賴」の中には、塩船の水手が多数含まれていたことが、東莞県の人陳一教が記した「復通鹽路疏」（「廣東文徵」卷十四）から、確かめられる。陳一教によれば、広東の塩（広塩）は、万曆十年当時、その主要な行塩区である广西・江西両地方で、著しく壅滞していた。广西地方では、両広総督殷正茂が、古田（現在の永寧州）で起こつた僮族の反乱を鎮圧するための軍事を調達しようと、広塩を買いつけて、官が建造した運船で广西の臨桂（桂林府）まで運び、官塩として販売して利益を上げるいう施策を行った。このため民塩は有利な官塩に圧倒されて、販売市場を著しく狭めた。江西地方では、広塩の行塩区は、正徳年間以來、袁州・臨江・吉安三府に指定されていたが、嘉靖年間に、政治を専断した袁州府分宜県出身の嚴崇によって、袁州・臨江二府の行塩権が剝奪されて淮南に移されてしまつた。こうして広塩は广西、江西両地方で塩引の壅滞をきたし、塩の販運を業とする塩船の水手達も失業に追いこまれるに至つた。

陳一教の家は、代々科挙に応じた士人の家であつたが、やがて父の代から商売にも手を染め、彼の代に至つて本格的な塩商となり、大きな蓄財をした。一方、彼は地域社会の問題にも細々と心を砕き、名望家として郷民の厚い信頼を得ていた。その彼の目に映じた塩船を動かす水手達の姿は、次のように描かれている。

某見載鹽之船千艘、皆無用而停泊於内河、駕船之夫數萬人、皆無靠而流離於外海。其勢非聚而出海盜珠、則烏合而奔投番舶。將有嘯聚徒黨、據險阻兵、如曩時許朝光・曾一本之所爲者、計所必致也。

塩船千艘は皆用いられることなく内河に停泊し、水手数万人は皆生計の道を失つて外海に流離したと言う。彼らには、聚まつて海に出て珠池盜となるか、さもなければ身を海上密貿易集団に投ずるかのいずれかしかなく、徒党を嘯聚して危険の中で官兵



と闘争しようとする様は、かつての許朝光・曾一本の所業と似ていると言う。陳一教は塩船の水手の珠池盗・海上密貿易者への転身を、彼らの失業と結ぶつけて論じているが、塩船の水手自体が無頼集団的な性格を持っていると考えられるので、その転身は失業という条件の有無に拘らず、比較的容易に起こりえたものと思われる。ただ彼らが塩の販運という一定の生業を持っていた点は、重要であろう。即ち、彼らは単なる流浪者的な存在だったのではなく、珠江デルタ社会の当時なりの商業経済や都市機能を一定程度下支えする存在であった。

さて、前節で述べたように、珠池盗の背後には、彼らから利潤を抽出する「富室」が存在していたと思われる。この時期の東莞県でもそうした「富室」が存在したことを示唆してくれる史料に、張穆『故園茶山記』（宣統『東莞縣志』卷九十九・雜録）の一節がある。

萬曆中、劉・陳・袁原以大貝・明珠起家。家輒千萬、閭巷鬪奢、子弟華美。

万曆年間に、東莞県の茶山鎮の劉・陳・袁の三家は「大貝・明珠」の利によって大きな蓄財をし、一族の繁栄と豪華な生活とを表現した。この史料は、三家の珠の入手経路など詳細は一切語っていないが、万曆十年前後にこの県下で捲き起こっていた、「無頼」を担い手とする珠池盗のパール・ラッシュの現象を考え合わせると、三家がそれと全く無関係に珠を入手していたとは考えにくいと言わねばならない。恐らく、三家はこの時期の珠池盗と何らかの繋がりを持ちながら、その背後に存在したものと思われる。

## おわりに

以上述べたところを要約して、結びにかえたい。明初、蛋民は宦官の指揮下に、口糧の給与を受けて採珠を行った。彼らは洪武年間に里甲に編成されているので、この里甲を通じて採珠の役が科派されていたものと思われる。この時の彼らの採珠法は、「潜水法」であった。宋應星が『天工開物』で指摘しているように、海のことを熟知する彼らは、潜水という特殊技能を最大限に生かしながら、まさしく海と調和しつつ採珠を行った。

天順三年以降、国家の採珠事業に「曳行法」が採り入れられた。これは、船が風に乗りながら、把または網を縄で引つ張って、真珠貝を掻き集めていく方法で、一種の曳き網であった。ただし、この方法は国家の採珠事業において行われたもので、

封池期の蛋民は引き続き「潜水法」を用いて採珠した。「曳行法」では、採珠船が大型化し、大量の人夫を必要としたが、その人夫は雇用によって確保された。人夫の雇用が行われた背景には、明中期以降、蛋民の里甲が減少し、その税役科派・徴収機能が低下していたことがあるであろう。この人失には非蛋民も雇用されていた可能性があるが、その主要な部分は蛋民であったと考えられる。彼らは、嘉靖五年のころになると、多く官に「無頼・光棍」と認識されるような活動を行った。即ち、人夫に雇用されることを通じて、採珠事業を内面から蚕食するとともに、客商や附近の郷村に劫掠を働くなどの海寇活動を行った。こうした活動は、すでに万曆以降の珠池盜の実質を具えており、彼らはその母体をなしたと見ることができよう。

万曆以降の珠池盜には、蛋賊・澳賊・珠江デルタの「無頼」の諸集団があった。彼らは珠池を防衛する官兵と武力闘争を行うか、または結託するかによって、珠池を侵犯して採珠を行い、事実上その封禁体制を空洞化させた。蛋賊・澳賊の場合、独立した単位集団（「諸蛋戸」・澳主などが率いる集団）が横に連帯し、その中の有力者（両酋・李茂）が全体を統率していた。また外部からは、流浪者の無頼が多数加わり、半プロ的な武闘集団として戦鬪力を高めていた。集団内には、活動資金の貸借が行われた（両酋↓「諸蛋戸」、富者↓貧者）。それは利子の収取を伴ったが、一面で集団内成員に活動の基盤を与えていた。澳賊などの珠池盜が獲得した珠は、バイヤー（買珠者）の手を経て、商人・地主などの階層へわたり、市場へ流されたと見られる。蛋賊の両酋の場合、商人と直接に接触しており、その関係は両酋が商人に金銭を貸与するほど緊密であった。これらの社会関係は、謂わば海の民である彼らが陸の民と一定の繋がりを持つていくための接点をなすものであったと言える。

## 註

(1) 蛋民に関する主な論著には、以下のようなものがある。「民俗」第七十六期、蛋戸專號、一九二九年。陳序經「蛋民的研究」（商務印書館、一九四六年）。小川博「中国史上の蟹——蟹（蛋）についての諸学説の沿革について——」（一）（四）『海事史研究』12、13、14、16、一九六九—一九七一年。可見弘明「香港の水上居民——中国社会史の断面——」（岩波書店、一九七〇年）

(2) 陳序經氏も「蛋民的研究」一一一頁で述べているように、蛋民以外の一部の陸上の民のなかにも、採珠を行う者がいたようである。

(3) J・ニーダム「中国の科学と文明」第11巻、航海技術、「潜水と真珠採取」（三五二頁）（一九七一年（原著）、一九八一年（日本語版）

思索社）

- (4) E. H. Schafer "THE PEARL FISHERIES OF HO-P'U" (University of California "Journal of the American Oriental Society" 72 1952)
- (5) 屈大均『廣東新語』卷十五、貨語、珠
- (6) 『元史』卷一百七十五、列傳第六十二、張珪傳。張惟寅「上官慰司採珠不便狀」(嘉慶『新安縣志』下卷、條議)
- (7) 川勝守『中國封建國家の支配構造』(東大出版会、一九八〇年)七三頁
- (8) 宣統『東莞縣志』卷三十一、前事略三、明は、「張志」(乾隆『廣州府志』)を参照のうえ、永樂十三年と記しており、三年は明らかに十三年の誤りである。
- (9) 『明實錄』洪熙元年正月丁丑の条
- (10) 宣統『東莞縣志』卷三十一、前事略三、明の洪武七年の条は、「邑産既竭」と述べ、明初までに真珠資源の枯竭が進んだことを指摘している。
- (11) 同前註(7)
- (12) 葉盛は南直隸・蘇州府・崑山県の人。正統十年進士(『明史』卷一七七)
- (13) 呂供は浙江省・温州府・平陽県の人。景泰五年の進士(同治『温州府志』卷之二十、人物上、名臣)成化八年、広東按察使(嘉靖『廣東通志』卷第十、職官表下、本朝)
- (14) 『明實錄』天順三年二月丁卯の条
- (15) 例えば、『永樂大典』卷之一萬一千九百七、廣州府三、風俗形勢に、「歸附後、元貞元年(一二九五年)屯門寨巡檢劉進程・張珪建言。……省府委官相視採撈。……各取珠子進呈去訖。定議三年一次。於六月・七月採撈。所得多寡、初無定數」とあり、また、本文に述べた洪武七年の採珠の事例(『通志』)では、四月から八月まで採珠が行われている。
- (16) 新安県は万曆元年に東莞県より分県。現在の宝安県。
- (17) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、乾隆十九年二月八日の班第・鶴年の奏。第七輯、乾隆十九年三月十六日の班第・鶴年の奏。第十輯、乾隆十九年十二月十一日の楊應焄・鶴年の奏。
- (18) 確認しうる天順三年以降の開採年と採珠期を示す。  
天順三年(一四五九年)  
弘治十二年(一四九九年)十一月〜一月  
弘治十四年(一五〇二年)

明代の広東における珠池と珠池盜

- 正徳九年（一五一四年） 十月～二月  
 嘉靖五年（一五二六年） 十一月～三月  
 嘉靖八年（一五二九年） 八月～一月  
 嘉靖十二年（一五三三年） 八月～二月  
 嘉靖十三年（一五三四年）  
 嘉靖二十二年（一五四三年）  
 嘉靖二十四年（一五四五年）  
 万曆二十六年（一五九八年）  
 万曆二十九年（一六〇一年）
- 〔典拠〕：「通志」・李待問「罷採珠池鹽鉄澳稅疏」（康熙『南海県志』卷十四、藝文）
- (19) 『天工開物』の「曳行法」に關する説明は、「宋朝李招討設法以鐵爲構。最後木柱扳口、兩角墜石、用麻繩作兜如囊狀。繩繫船兩傍。乘風揚帆而兜取之。然亦有漂溺之患」の如くである。これは、明らかに本文に引用した『水東日記』の記事をテキストとして書かれたものである。冒頭でこの方法が「宋朝李招討」の發明に係わるとしているが、李招討については不詳。
- (20) 同前註(18)
- (21) 胡鰲「採珠議」（嘉靖『廣東通志』卷第二十五、民物志六、珠池）
- (22) 千葉徳爾「シナ嶺南地方の「瘴癘」について——地理学的予察——」（『愛知大学文学論叢』33・34、一九六六年）を参照。
- (23) 同前註(21)
- (24) 宦官による珠池の防備については、林富「乞裁革珠池市舶内臣疏」（嘉靖『廣東通志』卷第二十五、民物志六、珠池）を参照。
- (25) 衛所の軍による珠池の防備については、萬曆『雷州府志』卷之四、地理志二、珠海を参照。
- (26) 前者は万曆『雷州府志』卷之四、地理志二、珠海。後者は梁斗輝「採珠議」（『皇明經世實用編』卷五・乾集・地官）
- (27) 嘉靖『廣東通志』卷七十、外志五、雜事下、雷州府・無珠
- (28) 道光『廣東通志』卷三百、傳三十三
- (29) 海寇の林鳳については、佐久間重男「中國嶺南海域の海寇と月港二十四將の反乱」（『青山史学』第五号、一九七七年）を参照。
- (30) 許孚遠は浙江省・湖州府・徳清県の人、嘉靖十一年進士。隆慶の初め、広東僉事となる（『明史』卷二百八十三）
- (31) 瞿九思『萬曆武功録』卷三、廣東、李茂列傳

- (32) 殷正茂は南直隸・徽州府・歙県の人、嘉靖二十六年進士。隆慶五年十一月から万曆三年六月まで、両広総督（『明史』卷二百二十二）
- (33) 道光『瓊州府志』卷十九、上、海寇・海黎
- (34) 凌雲翼は南直隸・太倉州の人、嘉靖二十六年進士。万曆三年六月から六年十月まで、両広提督（『明史』卷二百二十二）
- (35) 『蒼梧總督軍門志』卷之五、輿圖三
- (36) 同前註(33)
- (37) 『明實錄』万曆七年五月戊辰の条
- (38) 舒大猷は湖広省・武昌府・通城県の人、拳人。海南兵備道（道光『瓊州府志』卷之三十、官師二、宦績中）
- (39) 同前註(33)
- (40) 陳瑞は、嘉靖三十二年進士。万曆九年十一月から十一年正月まで、両広総督（『猷軌洞稿』卷之三十九、宦遊紀略序）
- (41) 薛夢雷は福建省・福州府・福清県の人、隆慶五年進士。万曆八年広東僉事に任じ、のち参議となる（葉向高『蒼霞續草』卷之十二、嘉議大夫巡撫雲南都察院右副都御史鳴宇薛公墓志銘）
- (42) 蔡夢説は福建省・龍巖州の人、万曆二年進士。万曆十六年巡按（道光『瓊州府志』卷之三十、官師二、宦績中）
- (43) 同前註(33)
- (44) 同前註(31)
- (45) 劉繼文は南直隸・鳳陽府・靈璧県の人、嘉靖四十一年進士。万曆十六年七月から十九年三月まで、両広総督（光緒『鳳陽府志』卷十八上之下、人物傳、政事）
- (46) 同前註(33)
- (47) 伍袁萃は南直隸・蘇州府・呉県の人、万曆五年拳人（『明史』卷二百二十三）
- (48) 陳履は隆慶五年の進士。蒲圻県知県、崇徳県知県、蘇州府海防同知、戸部員外郎、広西副使を歴任（宣統『東莞縣志』卷五十八、人物）
- (49) 呉文華は福建省・福州府・連江県の人、嘉靖三十五年進士。万曆十一年十一月から十五年六月まで、両広総督（乾隆『福州府志』卷五十四、人物列傳）
- (50) 郭棻「東莞布衣陳一教墓誌銘」（『廣東文徴』卷十三）
- (補註) 扒 (pa) には、①通「爬」。搔、抓。②用耙把東西聚攏の語義がある（『辞海』上海辞書出版社、一九八〇年）ので、扒は耙 (pa) に通じて使用されていると見られる。なお、後に本文中でふれる爬 (pa) や橛 (pa) も、同様である。ただし、耙・扒・爬・橛は同じくまぐわを意味すると言っても、それぞれ形状に差異のあった可能性があらう。

明代の広東における珠池と珠池盗